# 東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セレクトモデル)

建築物名称	(仮称)T様江戸川区二之江町計画 新築工事	ř
作成年月日	R7. 8. 20	

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	4			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	8	8	4			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4	49	28			53
別表2 計			12	12	57	32			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	2	2	11	1			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	1	1	14	1			15
別表3 計			3	3	25	2			28
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	inek	0		7	1			7
別表 6	区市町村からの意見の反	一映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	1			13
	合計		15	15	100	39		39	115
	チェック絹	吉果	0	K		0	K		

			必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	<b>收修</b>	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0	49	0			53
別表2 計			12	0	57	0			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	12	0			15
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	26	0			31
別表 4	子育て支援施設やキック	バルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	int.	0		7	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	[映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	0			13
	合計		17	0	101	0		17	118
	チェック約	吉果							

### 別表1 立地に関する基準

項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
供日	<b>安</b> 毕	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣記のある凶曲番号、計画の内谷寺
子供の遊び場所	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1)子育てひろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 (2)児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3)子供が遊べる広場、公園や緑地など			■ 選択	□ 選択	□ 必須	□選択	(3) 二之江さくら公園, 春江5丁目南公園
2 保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1)保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2)小学校及び学童クラブなどの教育施設など			■ 選択	□選択	□ 選択	□選択	(1) タムスわんぱく保育園船堀 (2) 区立二之江第二小学校
3 医療施設	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻 科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。			■ 選択	選択	□ 選択	選択	船堀いけの歯科・矯正歯科
4 生活利便 施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1)鉄道駅やバス停 (2)食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3)銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4)子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設			■ 選択	選択	□ 選択	選択	(1)春江町四丁目(バス停) (2)ライフ船堀店
5 活発な地 域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント (4) 「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (5) 「子供110番の家」の取組			□ 選択	選択	□ 選択	□ 選択	
	· 本 A 西 日 米 .		必 _	必 —	必 —	必 0	必 —	
	適合項目数		選 0	選 4	選 0	選 0	選 0	

注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。

注2  $0 \sim 3$  歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

			t	アーフテ	1			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築		既存·i	改修	弟	ī築	既存·	改修	新	築	既存·	·改修	
	項目	基準	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	る部 がな 合		必須で該 当する部 位等がな チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が50mm以下としたもの(2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下がロニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下がロニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の東絶段差 ア 180mm (踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの					□ 選打		□ 選択		□ 必須		選択		
2	転落防止物 ・落下る危 険防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2 階以上の窓、廊下及び階段 (開放されている側に限る) (ア) 原則床面 (階段にあっては踏面の先端) から1,100mm以上 (1,200mm推奨) に達するよう設けられていること。 (イ) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分 (以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。  イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面 (階段にあっては踏面の先端) 及び腰壁等 (腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが880mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下 (90mm推奨) であること。 (2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設	□必須□□		必須		■ 必須	Į.	□必須		□ 必須		□必須		転落防止のための手摺は、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状の躯体手摺とするア(ア)バルコニー: 床面からH1100mm以上立ち上げる。ア(ア) 2階以上の窓で下端が床からH1100mm以上の位置に手摺を設ける。ア(イ)バルコニーは足がかりにならないように、段差が無い断面形状とします。
		置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ 1,100mm以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距 離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。 バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設 置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へ のクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じ スニレ	□ 必須 □		必須		<ul><li>■ 必須</li><li>■ 必須</li></ul>		□ 必須		□ 必須		□ 必須		室外機に柵設置 柵の高さ1100mm以上とする クレセント位置をFL+1400mへ設置 (窓がある場合は、窓台から 1400mm確保)
		ること。 (4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須 □		必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		クレセント位置をFL+1400mへ設置

#### 別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

						セー	フティ	r				セレ	クト				アドバ	ンスト		
					新築	Ę		既存·	改修		新	築	既	存·改修		新築		既存·	·改修	
	項目		基準		1	必須で該 当する部 位等がな かまっク			必須で該部 位場の が が が の が の の の の の の の の の の の の の の			必須で該部 位場から がよっク		必須で該当する部位等がない場合 チェック		当位い	須で該 する部 等がな 場合 エック		必須で該 当する部 位等がな トエック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シックハ ウス対策	る特定建材は	内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用い、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のあるホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とす		必須			必須		-	必須		□ ※	須 口	J	公須		□ 必須		特定建材にはF☆☆☆☆表示のあ る建築材料を使用する
		(1) 防犯対策用の	鍵を使用する。		必須			必須			必須		□必	須 🗆	L 4	公須		□ 必須		防犯性のあるアプリ、ICカードキーを使用する
١.	D+-VH +-LAN	(2) 室内との通話	機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。		必須			必須			必須			須 🗆	□ 4	公須		□ 必須		カメラ付きインターフォン設置
4	防犯対策	は、避難計画	面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものに 上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィル セント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置	$I_{\Box}$	必須			必須		-	必須		□必	須 🗆	u	公須		□ 必須		1階テラスに面するサッシはシャッター付とする。2階以上のバルコニーに近接する建物なし。
5	界床の防 音性の確 保	ア 床スラブ コンクリ ト造で普 するもの イ JIS A 14 撃音レベ	次のいずれかとする。 厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋 ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造者しくは鉄骨コンクリー 適コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有 とする。 18-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床便 ルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性 方法)による床衝撃音遮断性能し1,r,H-55等級相当以上と	î							選択		□選	択		公須		□ 選択		
		(2) 木造の建築物 音性を確保す	については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮 るための方策を講じる。							Ŀ	選択		□選	択	4	公須		□ 選択		LH-55、LL-40相当の遮音性能を実 装する
	界壁の防	ア 界壁の厚 コンクリ ト造で普 するもの イ JIS A 14	次のいずれかとする。 みが180m以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋 ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造者しくは鉄骨コンクリー 通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有 とする。 い9-1(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による 損失等級Rr-50等級相当以上とする。	ī							選択		□選	択	 	公須		□ 選択		
6	音性の確保	当該界壁の両 また、当該界	ックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。	A STATE OF THE STA						•	選択		□ 選	択	- 4	必須		□ 選択		界壁両側にはコンセントボックス,スイッチボッ クスその他これらに類するものを欠 き込んで設けない。 界壁と別にボード類は設けず、空 隙はない。
			については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮 るための方策を講じる。								選択		□選	択		公須		□ 選択		
7	開口部の 防音性の 確保	る。 JIS A 4706(	口部 サッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用す サッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用す							•	選択		□選	択		公須 《 2 <sub>量択</sub>		□ 選択		T-1等級相当以上のサッシを実装 する
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応		満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、 、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。							•	選択		□ 選	択 /				□選択		トイレには、SIAA抗菌の製品を採用する
		!	*************************************	必須		0	必須		0	必須		8	必須	0	必須	0		必須	0	
			適合項目数	選択		0	選択		0	選択		4	選択	0	選択	0		選択	0	

<sup>※1</sup> 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

<sup>※2</sup> 遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	'ティ	セレ	クト	アドバ	シスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、 吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カ バー等指挟み防止措置を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
	4.88	(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。			■ 選択	□ 選択	選択	選択	玄関、下足入れの中にベビーカー 置場を計画
1	玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置 できる構造になっている。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	玄関上り框付近に手すりを設置する。
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明 を設置する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	玄関・廊下に人感センサー付きの 照明を設置する。
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格)におけるA4702面内変形 追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガード も耐震性に配慮したものとなっている。			□選択	□選択	□ 選択	□選択	
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、絵湯温度の制 御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。			■選択	選択	選択	選択	シングルレバー、ホース付、シャ ワー吐水機能付きで、給湯温度の 制御が可能な水栓金具とする。
2	洗面所・ 脱衣所	タッチレス水栓とする。 (2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。			■ 選択	選択	選択	選択	浴室出入りのための手摺を設置す る
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の 設備を施す。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	後から暖房機の設置が可能となる コンセントを設置する
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上 の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□必須□□	□必須□□	□必須□□	チャイルドロックを床上1400mmの 高さに設置する。外から開錠可能 なドアとする。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			■ 選択	□選択	□ 必須 □	□選択	滑りにくい床材を使用する
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。			■ 選択	□ 選択	□選択	□ 選択	手摺(スライドバー)設置する
		(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。			■ 選択	選択	□選択	□選択	浴室からリビングに連絡できるリ モコンを設置する
3	浴室	(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。			■ 選択	選択	□必須□	□選択	   内法短辺1200mm以上、広さ1.9㎡   以上とする。
		内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。 (6) 利便性の配慮及び火傷防止					選択		
		水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式に			■ 選択	□選択	□選択	□選択	火傷防止カバーのついたサーモス タット式水栓金具を使用する。給 湯温度の制御が可能な水栓とす
		なっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置が なされている。 (7) 浴室暖房乾燥機の設置			■選択	選択	選択	選択	<b>3</b> .
		浴室暖房乾燥設備を設置する。			■ 選択	選択	選択	選択	浴室暖房乾燥機を使用する

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	フティ	セレ	<b>ン</b> クト	アドバ	ベンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便 器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以 上を確保する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	手すりを設置する。
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□必須□	□ 必須 □	■ 必須 □	□ 必須 □	□必須□	□必須□	外から解錠できる鍵を使用する
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。			■ 選択	□選択	□必須□	□必須□	外開き、もしくは引戸とする
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式 キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	対面キッチンとする
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さ として、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	ダイニングとキッチンを併せた広 さを10㎡以上確保する。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯 温度の制御が可能な水栓金具とする。			■選択	選択	選択	□選択	レバーハンドルのホース引出式で 給湯温度制御可能な水栓金具とす る
5	台所	タッチレス水栓とする。 (4) チャイルドフェンスの設置等			選択	選択	選択	選択	
		調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。			■ 選択	選択	選択	選択	チャイルドフェンスを設置できる ように下地を設置
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□ 必須 □	□必須□	□必須□	点火ロックつまみ (チャイルド ロック機能) 付きのコンロとする
		ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。 (6) 食器洗い乾燥機の設置			選択	選択	選択	選択	D J / IXEL NO VIOLET S
		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 (7) 耐震ラッチの設置			選択	選択	選択	選択	
		吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の避択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。・主に分譲:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・三に賃貸:指持み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・一乗の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。							
6	建具	居室間や主要な通路上に配置される開き戸			選択	選択	□必須□	選択	
	~=~	トイレや洗面所等に配置される開き戸 (2) 引き戸			選択	選択	選択	選択	
		100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、 指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能			■選択	□ 選択	□必須□	□選択	引戸はソフトクローズを設置する
		等を備えた引き戸を使用する。							

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	'ティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項	目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部な 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上 13mm未満)がない構造とする。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものと するなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手 は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			■ 選択	□選択	□必須□□	□選択	取っ手は面が取られた形状のレバー ハンドルとする
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにす ることにより、子供でも使いやすいものとする。			■選択	□選択	□選択	□選択	床上1000mm程度の高さにワイドス イッチを設ける
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			■選択	□選択	□選択	□選択	シャッター付コンセントとする
7 居:	室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 〈算定式〉 (S1+S2) / 当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) × (当該収納部分の高さ(cm)/180)			選択	□ 選択	選択	選択	
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内 に設置する。			■選択	□選択	□選択	□選択	室内物干しを設置する取り外し可能
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、 やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。			■選択	□選択	□選択	□選択	出隅は面取りとコーナーガードを設ける
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのでき るような構造とする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い 材料を使用する。			選択	□選択	選択	選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ジスト		
			新	築	既存•	改修	親	·築	既存•	改修	新	築	既存	・改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位場かない場合 チェック		必須で該部 位い場かの がよっ が は り が り り り り り り り り り り り り り り り り		必須で該 当する部 位場かない場合 チェック		必須で該部 位い場合 シェック		必須で該 当するがな 位り場合 チェック		必須で該 当する部 位場かな サエック	表記のある図面番号、計画の内容等
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		ア H1100mmの足がかりとならない形状の躯体手摺とする。イ 室外機にH1100以上の柵を設置 ウ 足がかりにならない床仕上げよりH1100以上の位置に設置エ ハッチ設置無し
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをパルコニー等に設置する。ただし、これらによじ 登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手 すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講 じる。					□ 選扔		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
9	住戸内通 路及び出 入口	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm (柱等の箇所にあっては750mm) 以上を確保する。 (2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の 厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、 玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる 部分の長さを含む。)は750mm (浴室の出入口にあっては600mm)以上 を確保する。					選折		選択		選択		選掛		
10	住戸内階段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。 ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。					<ul><li>選折</li><li>選折</li></ul>		□ 選択		□ 必須		<ul><li>□ 選打</li><li>□ 選打</li></ul>		
		光端からの尚さか800mmから800mmまでの位置に設けられている。 (3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止する ため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。					□ 選択		□選択		□選択		□ 選抄		

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

							セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
						親	i築	既存	·改修		新築	既存	・改修	新	ř築	既存	·改修	
	IJ	[]			基準		必須で該 当するが 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位場かな チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな いまっク	表記のある図面番号、計画の内容等
1		レワー スペー		明、Wi-Fi	ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備 i接続が可能なインターネット環境、コンセント等)を整					<b>■</b> 3	選択	□ 選択	1	□ 選択	1	□ 選択		テレワークに必要な照明、インターネッ ト環境、コンセントを設ける。
1	2 ~	の他	その	他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					<b>■</b> ü	選択	□ 選択	1	□ 選択	1	□ 選択		洗面化粧台には、小さな子供でも 使いやすいようにステップスライ ドを採用する
					適合項目数	必須	0	必須	0	必須	4	必須	0	必須	0	必須	0	
						選択				選択	28	選択	0	選択	0	選択	0	

#### 別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セー	フティ			セレ	<b>ノ</b> クト			アドバ	ジスト		
				新築	Ę	既存·	改修	¥	<b>新築</b>	既存	・改修	新	築	既存	·改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	転落防止 ・に険 防止	るため野山とすのたるとの 転落防北側下のたるとの 大田の下のである。 大田の下のでは、 大田の下のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	高さ 別床面(階段にあっては路面の先端)から1,100mm以上 200mm推奨)に達するよう設けられていること。 経等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 が、床面(階段にあっては路面の先端)及び腰壁等(腰壁 が650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部 るものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推	□ 必須		□必須		■ 必须	Į [	□ 必須	į 🗆	□ 必須		□必須		ア 直接外部に開放されている共 用廊下の手摺は床面からH1100以 上の躯体手摺とする イ 縦格子手摺がないため該当な し ウ 入居者の日常利用に供する屋 上なし
		上の高さ (2) 窓、開放廊下	に達するよう設置すること。 や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物	□ 必須		□必須			頁 ■	□必須	i 🗆	□ 必須		□必須		共用部の直下に通路等が無し
2	転倒防止	玄関から道路 面は、雨に濡	止措置を講じること。 に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床 抗る等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利 、滑りにくい材料を使用する。			2.4		■ 選		選択	+	□必須□必須		□ 選択		通路は滑りにくい材料を使用する
3	衝突防止	エントランス ガラスは、衝	ボールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明 突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突 貼る等の視認性を高める措置を講じる。	□ 必須		□ 必須		■必	頁 🗆	□ 必須	i 🗆	□ 必須		□ 必須		エントランスオートドアのガラス に衝突防止マークを設置
4	避難経路 における 安全確保	避難経路にあ や、複雑な機 やすいものと	る建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なもの 構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使い する。					□ 選	R	選択		□ 必須		□ 選択		
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道	と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					□ 選	R	□ 選択	!	□ 選択		□ 選択		
6	防犯対策	防犯カメラの中廊下型やコ	るものなど、防犯対策を講じるていること。 設置等の防犯対策を講じること。 ア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オート ムを導入する。					□ 選i		選択		選択		選択		
7	防災対策	以下に例示す 東京都 L C P 防災備蓄倉庫 の防災対策を 受変電設備、 水経路にマウ	るものなど、防災に関する対策を講じていること。 住宅の登録を受けている。 1、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築など					□ 選ź	R	選択日選択日間選択日間		<ul><li>□ 選択</li><li>□ 選択</li></ul>		<ul><li>□ 選択</li><li>□ 選択</li></ul>		
8	省エネ・ 再エネ対 策	以下に例示す ること。 東京ゼロエミ	るものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じてい 住宅やZEHの認証を取得している。 備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					<ul><li>□ 選</li><li>□ 選</li></ul>		選択		□ 選択		□ 選択		
9	中古流通 促進	うな取組を講じる	の認定を取得している					選	R	選択		選択		<ul><li>□ 選択</li><li>□ 選択</li></ul>		
			適合項目数	須	0	必須選択	0	必須選択	2	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	

#### 別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	フティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当すが部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を 設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの 経路とする。)。			□選択	□選択	□必須□□	選択	
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択	□必須□	□選択	
		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分 には次の基準に適合する傾斜路を設ける。							
1	アプロー チ、共用	ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。							
1	廊下	イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、 かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原 則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごと に踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。							
		エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。							
		(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	□選択	□選択	選択	
		地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次 の基準に適合していること。			,			/	
		<ul><li>(1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。</li><li>(2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。</li></ul>							
		<ul><li>(3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処 できるよう配慮されている。</li></ul>			□ 選択	選択 /	□□必須□□	選択 /	
2	エレベーター	(4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーに ホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。							
		(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。						/	
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	'ティ	セレ	ノクト	アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	共用階段	(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、路面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は300mm以下とする。			選択	選択	□必須□□	選択	
4		(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。 イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位 置へ設置する。 エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。 オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。			□ 選択	□ 選択	□ 必須 □	□選択	
		(2) 宅配ボックスを設置する。			選択	選択	選択	選択	宅配ボックス設置
		(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			選択	選択	選択	選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

							フティ					セレ	クト				アト	バンフ	<b>、</b> ト			
					新築			既存·改修		新築		既存·改修		新築			既存·改修					
	項目		基準		1	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		世化	必須で該 当する部 立等がな い場合 チェック		必須で 当する 位等が チェッ	ir ir		必須で該 当する部 位 場 か サ エ ッ ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク	表記のある図面番号、計画の内容等	
5	危険個所 等への進 入防止	いよう、柵の	、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できな 設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により 場合はその限りではない)。		必須			必須			必須	-	□必	必須		□必	須 🗆		必須		屋上、受水槽、機械室等がないた め該当箇所無し	
6	ごみ集積所	ごみ集積所を	ては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等に		必須			必須		•	必須		□ 必	必須			須		必須		所管の自治体と協議を行った結果を踏まえ、設置基準戸当たり0.1 mf以上を確保。駐輪場近くに十分な面積と通路幅を確保し車路と分けることで、利便性,維持管理,安全管理に配慮	
7	自転車置場	るとともに、 設置する場合 所管の自治体	において定めている設置基準等を満たした自転車置場とす 子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に は悪根付とする。 に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置 る自転車置場を設置する。								選択		□ 選	選択 /			須		選択			
8	ワーキン グスペー ス	ワーキングス ける。 ア 複数の利 イ セキュリ 明、コン	ベース等を設置する場合、以下に例示するようなもので ベース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設 用者が一度に利用できる机、椅子 ティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照 セント等の設備 個室や可変可能なパーテーション								選択		□ 達	選択		□選	択		選択			
			流众百日粉-	必須		0	必須		0	必須		1	必須	(	0	必須	0	必須		0		
	適合項目数	選択						選択		1	選択	(	0	選択	0	選択		0				

### 別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	まむのもで図書乗り 乳面の内容質
	- 現日	基华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
		子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基 準等を遵守すること。							
	7	また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を 行うこと。							
1	子育て支 援施設	なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する 指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要			□ 選択	選択	選択	□ 選択	
		綱」という。)) に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守すると ともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。							
		また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。							
		キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の 規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運 営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。							
2	キッズ ルーム	ア 授乳やおむつ替えのできるスペース			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
		` イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具							
		リープル、何丁寺の歓談用の家兵 エー本、おもちゃ等の収納スペース							
	集会室や交流スペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び 別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、 基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守するこ							
3		と。			選択	選択	選択	□ 選択	
		集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。 その場合は前項の基準を満たす。							
		(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。							
		ア 砂場や滑り台							
		イ 共用の手洗い場やトイレ			□ 選択	□ 選択	□ 選択	選択	
4	屋外ス	ゥ ベンチや日陰スペース							
1	ペース	工 植栽、芝生、花壇							
		(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。				☐ \ZZ+□	☐ `æ+□		
		ア散水や手洗いのできる水栓			山 選択	□ 選択	□ 選択	選択	
		イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備							
	I	適合項目数	選 0	選 0	選 0	選 0	選 0	選 0	

### 別表5 管理・運営に関する基準

項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
供日	<b>盗</b> 毕	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣記のめる凶曲番号、計画の内谷寺
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	□ 選択	選択	□選択	
住画かま慮 集居配	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育で支援すで支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 認可保育が書人が「選を発生ないことを確実に説明する。 (4) 認可場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (5) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを取明する。 (6) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (6) 人居者契約時 (7) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりできる。 (7) 自転車置場やごみ援供した各種情報について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (1) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、担害のよれ、大況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (4) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故的止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることを、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			選択	選択	□ 必須※	□ 必須	

### 別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準		フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	垻日	<b>左</b> 甲	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	住宅計 集 条 入 の 項	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係 法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管 となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。 イ 子育て支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			□ 選択	選択※	選択※	選択※	
2	安日をめる事項	<ul> <li>(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、 屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、 継続的に周知していくこと。</li> <li>(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て 支援情報など子育でに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で 定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。</li> </ul>			■ 選択 ※	選択 ※ 選択 ※	□ 必須 □ 必須 □ ※		自転車置場、ゴミ出しルールについて、入居者へ全員見れる場所に 掲示板を設置し継続的に周知する。

別表 5 管理・運営に関する基準

項目		基準		セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まむのも2回石妥具 11両の中央体
	垻日		<b>基</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
3	コテ 成 の 項	的と アイウエ オア子 所 アイウエオ が り 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	ミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。ムパーティーースを活用した絵本の読み聞かせ会った子供用品の貸し借り会、フリーマーケットしゃべり会、パパ会、ママ会ラジオ体操などのイベントや防災マップ作成会議 治会などによる各種イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティめのイベント等			□ 選択	□ 選択	□ 必須	□ 必須	
	· ·	下の例示するI ア 地域の人 イ 町会・自i 犯活動や: ウ 地域で活! エ WEBのi	交流の機会の創出 ティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以取組などを年に数回、継続的に実施する。 も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント 治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防 お祭りなど様々な取組への参加 動しているNPO等と連携した地域交流イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ めのイベント等			□ 選択 ※	□ 選択	□ 選択 ※	選択 ※	
	•		適合項目数		必 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	必須 — 選択 1	必須 — 選択 0	必 須 選 択 0	必須 選 択 0	

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

## 別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準		フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
大口		<b>本</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
区市町村 1 からの意 見の反映	て支援サービ	要綱第4に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育 て支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設 置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。			選択	選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	選 ()		選 0	選 0	選 0	選 0	